○八郎潟町排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出し事業要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自主的に道路や宅地内の排雪作業を実施する団体に対し、排雪作業用ダンプ（運転手付き）と排雪積込用ロータリ車（運転手付き）、排雪積込用ショベルローダ（運転手付き）（以下「排雪用機械」という。）を町が貸し出しすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸し出し団体等）

第２条　貸し出しの対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　町内会及びこれに準ずる組織

（２）　各地区において、当該地区の排雪を行うために設置された組織

（３）　公の活動に協力するために設置され、その活動の一環として排雪作業を行う組織

（排雪用機械対象排雪箇所等）

第３条　貸し出し対象となる排雪箇所は、道路~~（町道及び私道を結ぶ道路）~~及び宅地内とし、営利事業者が処理すべき宅地内、駐車場等民有地は含まない。ただし、店舗併用住宅の宅内については対象とするものとする。

２　排雪作業を行う運転手並びに排雪用機械は当該年度に八郎潟町除雪機械所有業者及びオペレータ登録されている者（以下「指定業者」という。）とする。

（申請手続及び申込期間）

第４条　排雪用機械により排雪作業を実施しようとする団体は作業を行う７日前までに八郎潟町排雪ダンプ・ロータリ車等貸し出し申請書（様式第１号）を提出するものとする。

２　申込み期間は、１２月１０日から翌年の３月１５日までとし、１２月１０日及び３月１５日が土曜日又は日曜日の場合は、前日又は前々日の金曜日とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、申込み期間以外でも受付することができる。

３　町長は申請内容を審査のうえ、八郎潟町排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出決定通知書（様式第２号）により通知する。

（申請の取り消し等）

第５条　排雪ダンプ・ロータリ車等貸し出し申請した団体は、作業日程を変更したり作業を中止する事情が生じた場合は、その３日前まで八郎潟町に連絡するものとする。

（申請者の責務）

第６条　第４条第３項の通知を受けた団体等は、指定業者との間において、車両の出入り経路、交通誘導員の配置、作業の安全、交通事故防止対策等について事前に協議し、事故防止に万全を期するものとする。

２　当該団体等は、作業の開始及び終了の時刻を確認し、排雪ダンプ業者が持参する、八

郎潟町排雪用機械作業用運転日報（以下「排雪用機械運転日報」という。）に排雪運搬回数、開始時刻及び終了時刻その他必要な事項を記入するものとする。

３　作業時間は、交通事故防止の観点から児童等の通学時間等を避けるため、午前９時から午後５時までの間とする。

４　当該団体等は、作業終了後、八郎潟町排雪ダンプ・ロータリ車等貸し出し事業完了届（様式第３号）（以下「完了届」という。）を指定業者に提出するものとする。

５　指定業者は当該団体から受け取った完了届を速やかに八郎潟町に届けるものとする。

（指定業者の責務）

第７条　指定業者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　前条の申請者との間において、八郎潟町から指定された車両出入経路、交通誘導員の配置、作業の安全及び事故防止対策について事前に協議し、事故防止に万全を期すること。

（２）　運搬作業は効率的に実施すること。

（３）　作業終了後、八郎潟町に排雪用機械運転日報、八郎潟町排雪ダンプ、ロータリ車等並びに完了届を提出すること。

（４）　八郎潟町除排雪業務委託実施要領仕様書に記載されている事項を遵守すること。

（５）　排雪用機械運転日報に雪堆積先を記載すること

（運搬排雪車の基準）

第８条　排雪ダンプ等の基準は次のとおりとする。

（１）　排雪ダンプは２トン車とし、側板寸法高（さし枠高）は右８０センチメートル、左６０センチメートルとすること。

（２）　排雪ダンプには、別に定める車両取扱要領に基づくこと。

（３）　積込用ショベルローダは排雪ダンプに積込み可能なショベルローダを使用すること。

（再委託等の禁止）

第９条　指定業者は、業務の全部又は一部に処理を当該指定業者以外に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町長が書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

平成２７年７月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

八郎潟町排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出し申請書

令和　年　　月　　日

八郎潟町長　　様

区町内会

申請者　住所　八郎潟町

氏名　　印

電話番号

八郎潟町排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出し事業要綱第４条の規定により、申請します。

排雪実施希望日時　　令和　　年　　月　　日

排雪実施希望場所　　八郎潟町

貸出内容

排雪用ダンプ	台
大型・小型ロータリ	台
積込用ショベルローダ	台

注意事項

１　土曜・日曜日や祝日は希望日が多いため、平日の利用をご検討ください。（希望日が既にふさがっている場合は、日程を変更していただくこともあります。）

２　申込期間は１２月１０日から翌年３月１５日までです。

３　排雪希望日の７日前までに申請してください。

４　作業日の日程変更や作業を中止するときは、その３日前に八郎潟町に連絡してください。

５　安全確保のための誘導員（２名程度）は団体で用意していただきます。

（※ヘルメット、安全ベスト、誘導指示棒は町で貸与します。）

様式第２号（第４条関係）

八 建 発 第　　号
令和　年　　月　　日

八郎潟町排雪ダンプ・ロータリ車等貸し出し決定通知書

住所　八郎潟町
氏名　　様

八郎潟町長　　印

令和　年　　月　　日付けで申請のあった排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出しについて八郎潟町排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出し事業要綱第４条第３項の実施を決定したので通知します。

排雪実施日時　　令和　　年　　月　　日
排雪実施場所　　八郎潟町

貸出内容

排雪用ダンプ	台
大型・小型ロータリ	台
積込用ショベルローダ	台

様式第３号（第７条関係）

八郎潟町排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出し事業完了届

令和　　年　　月　　日

八郎潟町長　　様

住所

氏名　　印

令和　　年　　月　　日付けで許可のあった八郎潟町排雪ダンプ・ロ―タリ車等貸し出し事業が令和　　年　　月　　日完了しましたので届け出ます。

排雪場所　　八郎潟町

オペレータ及び登録業者名

機械運転手名				
登録業者名 （排雪ダンプ）				